

通所リハビリテーションの人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する基準

【病院の場合】

職種	資格要件	配置基準
医師	医師	・ 専任の常勤 1 名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護職員 介護職員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護師、准看護師 (なし)	・ 通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる者が、利用者が 10 人までは 1 人、利用者が 10 人を超える場合は利用者の数を 10 で除した数以上
・ 上記に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、サービス提供日毎に、利用者が 100 人またはその端数を増すごとに 1 以上確保されていること。(下記注 3) ・ 従業員一人が 1 日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは 2 単位までとする。ただし、1 時間から 2 時間までの通所リハビリテーションについては 0.5 単位として扱う。		

【診療所の場合】

職種	資格要件	配置基準
医師	医師	利用者が 10 人を超える場合 ・ 専任の常勤 1 名以上 利用者が 10 人以下の場合 ・ 専任の者 1 名以上、利用者の数が医師 1 名に対し、1 日 48 人以内
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護職員 介護職員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護師、准看護師 (なし)	・ 通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる者が、利用者が 10 人までは 1 人、利用者が 10 人を超える場合は利用者の数を 10 で除した数以上
・ 上記に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに 1 年以上従事した経験を有する看護師が、サービス提供日毎に、常勤換算方法で、0.1 以上確保されていること。(下記注 3) ・ 利用者の数は、専従する従業者に対し、1 単位 10 名以内とし、1 日 2 単位を限度とすること。ただし、1 時間から 2 時間までの通所リハビリテーションについては 0.5 単位として扱う。		

【注】

- 1 「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務にしないことをいいます。
- 2 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。
- 3 所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者をリハビリテーションの提供に当たる理学療法士として計算することができます。この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指します。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。

（2）設備に関する基準

設備	内容
実施場所	・ 病院又は診療所であって「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」の設置が可能なもの。
専用の部屋	【病院、診療所の場合】 ・ 3平方メートルに利用定員を乗じた面積（内法、有効面積）以上 【介護老人保健施設の場合】 専用の部屋等とリハビリテーションに共用される食堂を加えた面積（内法、有効面積）が3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上
器械及び器具	・ 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備